

日野市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

令和4年6月27日制定

(設置)

第1条 日野市における特別支援教育の更なる推進を図るための計画（以下「日野市特別支援教育推進計画」という。）を策定するに当たり、日野市特別支援教育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議及び検討を行い、その結果を教育長に報告する。

- (1) 日野市特別支援教育推進計画の素案の内容に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、日野市特別支援教育推進計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者につき教育長が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 日野市立小学校長の代表 1人
- (3) 日野市立中学校長の代表 1人
- (4) 日野市立幼稚園長の代表 1人
- (5) 都立七生特別支援学校長 1人
- (6) 日野市立小中学校PTA協議会の代表者 1人
- (7) 少年学級親の会の代表者 1人
- (8) 発達・教育支援センター長 1人
- (9) 健康福祉部障害福祉課長 1人
- (10) 教育部教育指導担当参事 1人
- (11) 教育部統括指導主事 1人
- (12) その他教育長の指名するもの 3人以内

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が完了する日までとする。ただし、次回の計画の策定における再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会において会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼金)

第7条 委員が委員会に出席したときは、別に定める所定の金額を謝礼金として支払う。

ただし、東京都及び日野市の職員には支払わない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育部発達・教育支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。